

令和3年度 伊賀市職員募集要項

【後期日程】

令和4年4月1日採用

募集職種

- ・ 事務職（初級）
- ・ 技術職（土木上級・土木初級・土木職務経験者対象）
- ・ 上下水道事業技術職（上級・初級）
- ・ 社会福祉士（上級・初級）
- ・ 主任介護支援専門員
- ・ 消防職（上級・初級）
- ・ 救急救命士

<受験申込受付期間>

令和3年7月19日（月）から8月20日（金）まで
※受験手続の詳細はP5を確認してください。

令和3年度 伊賀市職員募集要項【後期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
事 務 職	初級	① 学校教育法による高等学校を卒業した人または令和4年3月末までに卒業見込みの人 ② 伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人	平成4年4月2日以降に生まれた人	若干名
	上級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和4年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ① 土木技術に係る専門課程を履修した人または令和4年3月末までに履修見込みの人 ② 一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）	平成4年4月2日以降に生まれた人	
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ① 土木技術に係る専門課程を履修した人または令和4年3月末までに履修見込みの人 ② 一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）	平成4年4月2日以降に生まれた人	
技 術 職 (土 木)	職務経験者対象	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和4年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、令和4年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人で、下記のいずれかに該当する人 ① 土木技術に係る専門課程を履修した人または令和4年3月末までに履修見込みの人 ② 一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和4年3月末までに取得見込みの人を含む）	昭和57年4月2日以降に生まれた人	若干名

上下水道事業 技術職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人 または令和４年３月末までに卒業見込みの人 （同等の資格があると認められる人を含む）	昭和５７年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人または 令和４年３月末までに卒業見込みの人（同等の 資格があると認められる人を含む）		
社会福祉士	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人 （同等の資格があると認められる人を含む）で、 社会福祉士資格を有する人または令和４年３月 末までに取得見込みの人	昭和５６年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等 の資格があると認められる人を含む）で、社会 福祉士資格を有する人または令和４年３月末ま でに取得見込みの人		
主任介護支援 専門員		学校教育法による高等学校を卒業した人（同等 の資格があると認められる人を含む）で、主任 介護支援専門員研修修了者または令和４年３月 末までに修了見込みの人	昭和４６年４月２日 以降に生まれた人	若干名
消防職	上級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人 （同等の資格があると認められる人を含む）	平成４年４月２日 以降に生まれた人	若干名
	初級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等 の資格があると認められる人を含む）		
救急救命士		学校教育法による高等学校を卒業した人（同等 の資格があると認められる人を含む）で、救急 救命士免許を有する人又は令和４年３月末まで に取得見込みの人	平成４年４月２日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週２９時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (１) 地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する人
- (２) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (３) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◆消防職および救急救命士については、それぞれ次の要件全てに該当する人に限ります。

- (１) 日本国籍を有すること。
- (２) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね１時間以内の地域に居住すること。
（受験時の居住地は問いません。）
- (３) 交代制勤務ができること。
- (４) 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障がないこと。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆ 第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職 (初級)	総合適性検査 (SPI3)	9月19日(日) 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 作文：10時00分～ 性格：11時00分～ 専門：13時00分～ 体力：13時30分～	伊賀市役所
技術職(土木) (上級・初級・ 職務経験者対象)	総合適性検査 (SPI3) 専門試験		
上下水道事業技術職 (上級・初級)			
社会福祉士 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3)		
消防職	総合適性検査 (SPI3)		総合能力検査 (SPI3)： 消防本部 体力測定： 伊賀市民体育館
救急救命士	体力測定		
主任介護支援専門員	作文試験・性格検査		伊賀市役所

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
事務職 (初級)	個別面接	10月30日(土) または 10月31日(日)	伊賀市役所	個別面接	11月27日(土) または 11月28日(日)	伊賀市役所
技術職(土木) (上級・初級・ 職務経験者対象)						
上下水道事業技術職 (上級・初級)						
社会福祉士 (上級・初級)						
消防職						
救急救命士						
主任介護支援専門員	個別面接	11月27日(土) または11月28日(日)				

◆会場所在地

伊賀市役所 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地
 消防本部・伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町9 2 0 番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみメールで通知します。合否の結果は、受験者全員にメールで通知し、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	約110分
専門試験	受験職種にかかる専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	土木・電気 約1時間30分 機械 約2時間
体力測定	立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を行います。	約3時間 受験者数により変動します。
作文試験	指定した課題(テーマ)において、論理力や表現力、全体印象等について、800字の作文試験を行います。	約1時間
性格検査	市職員として必要な素質及び適性をみるための検査を行います。	約40分

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットから申し込んでください。

なお、申し込みには、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/14213>)

申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。また、人事課、各支所振興課、消防総務課にも備え付けています。

伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡はメールにより行います。



◆受付期間

7月19日(月)～8月20日(金)午後5時15分受信分まで

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、8月20日(金)午後5時15分までの必着とします。

◆申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申込みに使用するメールアドレスは、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。(ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」からメールを受信できるように設定してください。)
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込みを行ってください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【採用予定日】

令和4年4月1日

【勤務条件（令和3年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 187,666 円以上、高校卒 155,118 円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

≪事務職の一般的な例≫

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

≪消防職・救急救命士≫

日勤者：午前8時30分から午後5時15分

交代制勤務者：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

（4週間を平均して1週間あたり38時間45分以内）

◇休 日

≪事務職の一般的な例≫

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

≪消防職・救急救命士≫

日勤者：日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

交代制勤務者：勤務体制により異なる場合があります。

◇休 暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 体力測定では、消防職員として業務遂行に必要な体力を測定します。体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 救急救命士については、救急業務以外に消防職員として通常の消防業務にも従事していただきます。
- 3 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。
なお、受験者への個別の連絡は行いません。
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場の変更、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記5と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

（電話）0595-22-9605

（ホームページ）<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>

